

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（下田臨海学園非常用照明器具取替え）	No.5200471
工（納）期	令和7年5月30日	
契約締結日	令和7年5月12日	
契約金額	935,000円（消費税込み）	

契約相手方	河津建設株式会社 (法人番号：8080101014454)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	修繕契約(下田臨海学園非常用照明器具取替え)
指名業者 (案)	名 称 河津建設株式会社 所在地 静岡県下田市中411-1 代表者 代表取締役 河津 市元
特命理由	本件は、下田臨海学園に設置されている非常用照明器具について、不具合により取替えが必要であるため、修繕を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 下田臨海学園では5月から移動教室による児童・生徒の利用があることから、履行期間も鑑み、遅くとも5月中旬に履行する必要がある。過去に下田臨海学園で修繕を行った実績がある3社に問い合わせたところ、履行期間内に対応可能と回答があったのは上記事業者のみであった。 ② 非常用照明器具の不具合は上記事業者が実施した建築設備・防火設備法定点検において発覚したため、上記事業者は対象機器の状態や設置場所についても熟知している。そのため、上記事業者が引き続き受託することで、円滑かつ効果的な業務履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)